

たしかめた？

富山県最低賃金

時間額 **1,062 円**

(引上げ額+64 円)

発効日 令和 7 年 10 月 12 日

だよ

富山県で働くすべての労働者に適用されます。

(パート・アルバイトなど雇用形態を問いません。)

たしかめたん

(労働条件確保のための厚生労働省公式キャラクターです。)

☆賃金引上げの助成金☆

【業務改善助成金】令和7年度第2期申請は10月11日まで(必着)

富山労働局では、中小企業・小規模事業者に対する支援策の一環として、事業場内で最も低い賃金を引き上げ、かつ、生産性向上の設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

○問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター ☎ 0120-366-440

○申請先

富山労働局 雇用環境・均等室 ☎ 076-432-2728

【富山県賃上げサポート補助金】

富山県は業務改善助成金の上乗せ補助制度を設けています。

○問い合わせ・申請先

富山県 商工労働部 多様な人材活躍推進室 人材確保推進課 ☎ 076-444-8897

詳しくは
こちらから！



【その他の助成金】

富山労働局では、その他、非正規雇用労働者の処遇改善、人材開発や人材確保に関する助成金により、賃金引上げに向けた取組みを支援します。

○助成金の内容・問い合わせ先 (URL 又は QR コードからご確認ください。)

https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/news_topics/oshirase/_120032/chinagepackage.html



最低賃金に関するお問い合わせは、富山労働局賃金室 (☎ 076-432-2735) 又は県内の労働基準監督署へ

(R07.09)



厚生労働省

富山労働局